

屋外広告業登録制度

登録制度の概要

京都市内で屋外広告業を営むためには、本市へ事前に登録することが必要です。制度の概要は以下のとおりです。

※屋外広告業：屋外広告物やその掲出物件（広告を表示するための広告塔など）の表示・設置を行う業のことで、具体的には屋外広告物の施工業者の方が対象になります。
なお、「市内で屋外広告業を営む」とは、市外で製作した看板を市内で表示する場合も含まれます。

1 登録の申請

登録に当たっては、氏名、営業所の所在地や業務主任者の氏名等を記載した申請書等を提出する必要があります。（次ページ「登録の申請」参照）

2 業務主任者の選任

営業所ごとに、屋外広告士や都道府県、政令指定都市等が開催する屋外広告物の講習会修了者等から業務主任者を選任する必要があります。

3 登録の有効期間

5年間。引き続き屋外広告業を営む場合は、期間満了前に更新の手続きが必要となります。

4 欠格事項

登録を取り消された日から2年を経過しない場合等には、登録できません。

5 登録簿への登録

申請された内容は、屋外広告業者登録簿に登録され、この内容のうち、登録番号及び登録業者名並びにその営業所の名称、所在地及び電話番号については、広告景観づくり推進課で、一般の方が閲覧できるほか、広告景観づくり推進課ホームページに掲載します。

6 登録の通知

登録完了後、本市から登録申請者へ屋外広告業登録済証を交付することにより通知します。

7 標識の掲示

屋外広告業者は、営業所ごとに見やすい場所に、下記の様式による標識を掲示しなければなりません。

屋 外 広 告 業 登 録 票	
商号及び氏名(法人にあっては名称及び代表者名)	
登 録 番 号	京都市屋外広告業登録第 号
登 録 の 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
業 務 主 任 者 の 氏 名	

（縦35cm以上×横40cm以上）

8 帳簿の備付け

営業所ごとに、注文者の氏名・住所、表示した屋外広告物等の名称・種類・数量・場所・表示年月日等その営業に関する事項を記載した帳簿を備え、5年間保存しなければなりません。

9 登録手数料

登録又は更新の際は、いずれも1件につき10,000円の手数料が必要です。

10 違反者に対する罰則等

屋外広告業者等が京都市屋外広告物等に関する条例の規則に違反する行為を行った場合に、登録の取消しや営業停止処分を行うために「京都市屋外広告業者等に対する行政処分及び措置に関する要綱」を平成24年10月に制定しております。要綱の概要は以下のとおりです。

要綱の概要

1 登録取消の場合

- (1) 不正の手段により条例第35条第1項又は第3項の登録を受けたとき
- (2) 条例第36条の3第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき
- (3) 営業停止の命令に違反したとき
- (4) この要綱に定める基準に基づき加算した営業停止の期間が180日を超えるとき

2 営業停止の場合

(1) 営業停止事由と期間

事 由	期 間
条例第 39 条第 1 項の規定による命令(特定屋内広告物に係るものを除く。)に違反したとき	180 日
条例第 39 条第 2 項前段の規定による命令に違反したとき	
条例第 5 条、第 6 条第 1 項、第 9 条第 1 項若しくは第 3 項、第 23 条第 1 項又は第 34 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反して屋外広告業を営んだとき	90 日
不正の手段により第 9 条第 1 項若しくは第 3 項、第 23 条第 1 項又は第 34 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定による許可を受けたとき	
条例第 9 条第 10 項、第 23 条第 8 項又は第 34 条の 3 第 8 項の規定により付された条件に違反して屋外広告業を営んだとき	
条例第 36 条の 4 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	
条例第 39 条第 2 項後段の規定による命令に違反したとき	60 日
条例第 40 条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき	
条例第 36 条の 9 の規定に違反したとき	30 日
条例第 36 条の 10 の規定に違反したとき	

(2) 営業停止期間の加算・減算

事 由		期 間
加算	違反行為を繰り返す等、特に悪質であると判断されるとき	30 日
	過去5年の間に処分を受けたことがあるとき	
減算	過去5年の間に処分を受けず、又は条例第50条の規定に基づく過料を科されたことがない場合であって、かつ、本市の行政指導に適正に従ったとき	30 日
	条例に違反して表示又は設置した屋外広告物等について、自ら申告し、是正したとき	180 日

3 無登録業者への措置

(1) 厳重注意

登録を受けずに京都市の区域内において屋外広告業を営んだ場合、京都市から厳重注意を行い、登録を受けるよう勧告を行います。

(2) 刑事告発

勧告を受けた無登録業者が正当な理由なく勧告に応じないときは、刑事告発を行います。

(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

4 公表

屋外広告業者に対し処分を行ったときは、条例第42条の規定により、その旨及びその内容を広報発表などにより公表します。

5 他府県への通知

京都市が、屋外広告業者に対し処分を行ったときは、当該屋外広告業者の氏名、住所、処分の内容、処分の期間その他の情報を国土交通大臣や近隣府県、政令市等に通知します。

登録の申請

1 申請方法

登録の申請（更新を含む。）に必要な書類は次の表のとおりです。郵送でも受け付けますが、その際、必ず申請事務を行う方の氏名、住所、電話番号を明記してください。必要な書類は、申請者の種別（法人、個人、未成年者）により、また新規、更新の別により異なるので注意してください。必要部数は1部です。

書 類		申請者	
		法人	個人
屋外広告業登録申請書		○	○
登録申請者が条例第36条の3各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（誓約書）		○	○
住民票の写し （マイナンバーの記載がないもの）	申請者	—	○
	役員	○	—
	業務主任者	○	○
法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）		○	—
業務主任者が条例第36条の8第1項各号のいずれかに該当することを証する書面		○	○
屋外広告業登録済証（更新の場合のみ。写しで可）		○	○

なお、申請者が未成年である場合は、法定代理人について以下の書類が必要です。

法定代理人が個人である場合	住民票の写し
法定代理人が法人である場合	役員の住民票の写し、法人の登記事項証明書

※ 登録事項に変更がある場合は、屋外広告業登録事項変更届と変更に係る事項を証する書類が必要

2 手数料の納入

申請受理後、手数料の納入通知書を発行しますので、納入通知書左下に記載の納入場所で納入してください。納入期限は発行日から 2 週間です。必ずこの期間内に納入してください。納入後は、領収書部分を広告景観づくり推進課まで FAX で送信するか、写しを郵送してください（送付文等は不要です。）。納入を確認後、登録簿へ登録し、登録済証を交付します。

3 登録事項の変更・廃業等

登録後、その登録事項に変更がある場合や屋外広告業を廃業する場合等は、変更の日又は廃業等に該当することとなった日から 30 日以内に届出が必要です。

なお、廃業等の場合において、届出の義務がある方は、次の表のとおりです

廃業等の内容	届出義務者
死亡したとき	その相続人
法人が合併により解散したとき	その役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	その清算人
法人が分割により屋外広告業を承継させたとき	その法人
本市の区域内において屋外広告業を廃止したとき	屋外広告業者であった者

申請書類に係る注意事項

1 屋外広告業登録申請書、誓約書、屋外広告業登録事項変更届、屋外広告業廃業等届

- (1) 所定の様式により作成してください。
- (2) 各様式の「記入上の注意」を必ずお読みいただいたうえで記入してください。

2 住民票の写し及び法人の登記事項証明書

- (1) 3箇月以内のものを添付してください。
- (2) 住民票の写しについては、申請に必要な方の個人のものを添付してください。
- (3) 法人の登記事項証明書については、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本を添付してください。
- (4) 法人については、原則として登記事項証明書に記載されている役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者）全員の住民票の写しが必要です。
- (5) コピーを添付する場合は、以下のいずれかを行ってください。
 - ①原本証明：コピーしたものに「原本と相違ありません。」と記入のうえ、申請者の印鑑（申請書、誓約書に押印したものと同じもの）を押印してください。
 - ②原本照合：コピーしたものと原本の両方を提出してください。原本照合後、原本をお返しいたします。

3 業務主任者が条例第36条の8第1項各号のいずれかに該当することを証する書面

次のいずれかに該当することの証明の写しを添付してください。

- (1) 屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者（屋外広告士）
- (2) 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する都道府県、政令指定都市又は中核市が行う講習会の課程を修了した者
- (3) 広告美術に関する職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員の免許を受けた者、技能検定に合格した者又は公共職業訓練若しくは認定職業訓練を修了した